



12. 表 彰 なし

13. 参 加 料 参加種目数にかかわらず 1名 20,000円

14. 参 加 申 込 参加希望者は8月23日(金)必着にて直接、新潟県ライフル射撃協会に参加料を添えて申し込むこと。ただし参加資格(3)に該当するものは期限を設けない。  
重要：所属のある選手（生徒・学生など）は監督承諾書を参加時に提出して下さい。  
(過去に次年以後も継続して承諾するむね提出されている所属については不要です)

申込先

950-2075

新潟市西区松海が丘1丁目3番3号

新潟県ライフル射撃協会 NT担当 小林知昭 宛

電 話 025-231-3730 FAX 025-231-3701

E-mail t50mp60mgs1818@nifty.com au 090-3093-6293

参加申込書等、希望者は申し出てください送ります。

銀行口座 新潟県労働金庫 本店 普通 1256837

名 義 新潟県ライフル射撃協会 会長 渡辺 孝 衛 (ワタナベ タカエ)

15. 大会責任者 大会委員長 松丸 喜一郎  
競技委員長 西澤 精一  
テクニカル・デレゲート ~~田村 恒彦~~  
袴田 登喜造

平成26年ナショナルチーム選考競技会参加申込書

氏名： <sup>ふりがな</sup>		生年月日（西暦）：		年	月	日
所属：		会員ID：				
現住所：〒_____						
電話：			携帯： - -			
参加種目	男子	50m P60のみ		ランキング順位	確認欄	
		50m 3 x 40 (+P60)				
		10m S60				
	女子	50m 3 x 20				
		10m S40				
	連絡事項：					

送付先： 〒950-2075 新潟市西区松海が丘1丁目3番3号  
新潟県ライフル射撃協会 NT担当 小林知昭宛

申し込み期限： 8月20日（火）必着

必要事項を明記した電子メールでの申し込みも可としますが、必ず事後に確認を取ってください。

協会使用欄
-------

<別紙>

ナショナルチーム選考会の参加およびチーム選手になった場合にご了解いただくこと

(監督承諾書)

A. ナショナルチーム選考競技会の参加に付きまして

1. ナショナルコーチは参加者に直接情報を伝達することがあります
2. 選手強化委員会は選考に関して選手に直接コンタクトをとることがあります

B. ナショナルチーム選手の選考、その後について

1. チーム選手の決定は理事会の決議にて行われます
2. ナショナルコーチおよびチームスタッフは選手に直接情報を伝達いたします
3. 選手強化委員会は派遣等に関して選手に直接コンタクトをとります  
(書類事務が事後になることがあります)
4. 派遣に当たっては「日本代表選手派遣にあたって了解していただく事項(方針)」が適用されます

以上

公益社団法人日本ライフル射撃協会 殿

\_\_\_\_\_ チーム名(または選手名) \_\_\_\_\_

のナショナルチーム選考競技会への参加、ナショナルチーム選手としての活動につきましては上記の内容を承諾いたします。

\_\_\_\_\_ 部長、監督、親権者(○で囲んでください) \_\_\_\_\_

ご署名 \_\_\_\_\_

次年度以後のご承諾も合わせていただける方はこちらにもご署名ください(貴チーム所属選手に関しましては当書類の今後の提出は不要となります。)

ご署名 \_\_\_\_\_

## 日本代表選手派遣にあたって了解していただく事項（方針）

公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下協会）は、選手派遣について以下の方針を持って実施いたします。協会は当方針を了解された選手の中から代表選手を選考させていただきます。

1. 派遣チームの役員選手は選手強化委員会で予備選考され、理事会において決定されます。
2. 派遣チームの指揮はチーム監督または代表者によってとられ、チーム員はその指揮下に入ります。
3. 派遣チーム員がやむをえない個人的事由で参加を取りやめた場合、または派遣日程を変更した場合に発生する旅行に関する損金等は当該個人にご負担いただきます。
4. 派遣に際しては一定額の派遣負担金を徴収いたします。
5. 派遣競技会での選手起用の判断はチーム監督または代表者によってなされます。
6. 協会競技者資格並びにスポンサーシップ規定に違反することが明らかになった派遣チーム員は派遣競技会に参加できません。この項には JOC 選手強化キャンペーンに関する規定も含まれます。また協会のスポンサーシップに関する企業ロゴなどのユニフォーム等への標記に関して、チーム員は協会スポンサーシップ契約内容に従う義務を負います。個々の選手のスポンサーシップ契約に基づく企業ロゴ等の標記に関しては、協会競技者資格並びにスポンサーシップ規定に基づき実施することができます。
7. 競技中のチーム員の肖像権は協会に属するものとします。この項は職業競技者に対しても同様に適用されますが個人的に使用される肖像の取得を禁止するものではありません。
8. 派遣チーム選手及びその候補者は、ドーピング競技外検査を含め、求めに応じてドーピング検査を受ける義務を有します。拒否することはできません。（特別な場合を除き WADA、JADA 規定が適用されます）
9. ドーピング検査において陽性となった選手は、処分決定後少なくとも 2 年間は代表選手にはなれません。（特別な場合を除き WADA、JADA 規定が適用されます）
10. 協会は派遣活動の安全確保のため善意を持って活動いたしますが、派遣チーム員の安全を保障することはできません。
11. 協会は派遣チーム員に対して、派遣期間の間に限って協会を受取人とする生命保険等を購入する場合があります。この保険金は事故の際の事後処理に充当され、残余のある場合家族等に引き渡されます。
12. 協会がチーム員を受取人とする旅行損害保険等を購入することはありません。必要な場合、チーム員個人でご用意ください。協会が旅行損害保険等を斡旋することはありません。

上記、協会選手派遣方針を了解しました。

平成 年 月 日

氏名（自署） \_\_\_\_\_

未成年の場合親権者のご署名 \_\_\_\_\_